

銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十号）

改正案

現行

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第一号、第九条の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項並びに銀行法施行令第十三条第一項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条第七号、第十七条第二項第二号、第三十一条第一号及び第九号並びに第三十五条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第一号等に規定する金融機関等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。

第一条・第二条（略）

（業務の代理又は媒介）

第三条 規則第十三条第七号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものの資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介とする。

（削除）

（削除）

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第一号、第九条の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十八条第一項並びに銀行法施行令第十三条第一項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条第七号、第十七条第二項第二号、第三十一条第一号及び第九号並びに第三十五条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第一号等に規定する金融機関等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。

第一条・第二条（略）

（業務の代理又は媒介）

第三条 規則第十三条第七号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 財団法人公庫住宅融資保証協会の債務の保証に係る業務の代理又は媒介

二 住宅金融会社（貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十

第四条～第六条（略）

八年政令第百八十一号（第一条第四号に規定する金融庁長官の指
定するものをいう。）の資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介

第四条～第六条（略）

長期信用銀行法施行令第一条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

改正案

現行

長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第二条第三号及び第四号並びに第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第一号並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条第五号、第四条の五第一項第八号、第十条第四項、第十二条の四の四並びに第二十六条第一項第三号の規定に基づき、長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。

第一条・第一条の二（略）

（業務の代理又は媒介）

第二条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条第五号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものの資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介とする。

（削除）

長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第二条第三号及び第四号並びに第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第一号並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条第五号、第四条の五第一項第八号、第十条第四項、第十二条の四の四並びに第二十六条第一項第三号の規定に基づき、長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。

第一条・第一条の二（略）

（業務の代理又は媒介）

第二条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条第五号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 財団法人公庫住宅融資保証協会の債務の保証に係る業務の代理又は媒介

(削除)

第三条～第五条 (略)

二 住宅金融会社(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものをいう。)の資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介

第三条～第五条 (略)